

様式44



129 A49
令和 6 年 6 月 25 日

三重県知事

殿

医療法人住所 四日市市朝日町1番15号
医療法人の名称 医療法人 石田会
理事長 石田 保
電話 (059) 353-3313

決 算 届

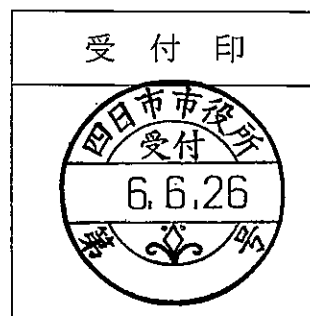
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 石田会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県四日市市朝日町1番地15号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和55年 9月25日

(4) 設立登記年月日 昭和55年10月 1日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	石 田 保	
理 事	石 田 洋三	
同	櫻 井 啓子	
同	櫻 井 義孝	
監 事	伊 藤 敦	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	医療法人 石田会 石田胃腸科病院	三重県四日市市朝日町1番15号	一般病床 38床

医療機関コード
2410205435

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年 5月26日	令和 4年度決算の決定
令和 6年 3月 1日	令和 6年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	令和 6年度の借入金額の最高限度額の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

様式 2

法人名 医療法人 石田会
所在地 四日市市朝日町1番地15号

※医療法人整理番号 A49

財 産 目 録
(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	409,265 千円
2. 負 債 額	156,459 千円
3. 純 資 産 額	252,806 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	93,401
B 固 定 資 産	315,864
C 資 産 合 計 (A + B)	409,265
D 負 債 合 計	156,459
E 純 資 産 (C - D)	252,806

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-1

法人名 医療法人 石田会

※医療法人整理番号

A49

所在地 四日市市朝日町1番15号

貸 借 対 照 表

(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	93,401	I 流 動 負 債	8,895
現金及び預金	42,780	支払手形	0
事業未収金	39,242	買掛金	2,813
有価証券	0	短期借入金	0
たな卸資産	3,470	未払金	791
前渡金	0	未払費用	3,135
前払費用	47	未払法人税等	185
繰延税金資産	0	未払消費税等	533
その他の流動資産	7,860	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	315,864	前受金	0
1 有形固定資産	261,515	預り金	1,436
建物	209,026	前受収益	0
構築物	851	引当金	0
医療用器械備品	0	その他の流動負債	0
その他の器械備品	3,712	II 固 定 負 債	147,563
車両及び船舶	0	医療機関債	0
土地	45,968	長期借入金	60,000
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	1,956	引当金	0
2 無形固定資産	6,095	その他の固定負債	87,563
借地権	0	負債合計	156,459
ソフトウェア	0	純資産の部	
その他の無形固定資産	6,095	科 目	金 額
3 その他の資産	48,252	I 基 金	26,000
有価証券	0	II 積 立 金	226,806
長期貸付金	0	代替基金	0
保有医療機関債	0	積立金	0
その他長期貸付金	0	繰越利益積立金	226,806
役職員等長期貸付金	0	III 評価・換算差額等	0
長期前払費用	0	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	0	繰延ヘッジ損益	0
その他の固定資産	48,252	純資産合計	252,806
資産合計	409,265	負債・純資産合計	409,265

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を

様式 4 - 1

法人名 医療法人 石田会

※医療法人整理番号

A49

所在地 四日市市朝日町1番15号

損 益 計 算 書

(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		246,160
2 事業費用		
(1)事業費	264,133	
(2)本部費	0	264,133
本来業務事業利益		△ 17,973
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		△ 17,973
II 事業外収益		
受取利息	1	
その他の事業外収益	1,603	1,604
III 事業外費用		
支払利息	144	
その他の事業外費用	0	144
経常利益		△ 16,512
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	2,618	2,618
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		△ 13,893
法人税・住民税及び事業税	185	
法人税等調整額	0	185
当期純利益		△ 14,078

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適切であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 石田会

理事長 石田 保 殿

私は、医療法人石田会の令和⁵年会計年度（令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 5月24日

医療法人 石田会

監事 伊藤 敦

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。